

佐賀県気候変動適応センター設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び技術的助言を行う拠点として、「佐賀県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 センターは、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応に関する以下の業務を行う。

- (1) 情報の収集、整理、発信
- (2) 関係機関における情報共有
- (3) 情報分析及び技術的助言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本県における気候変動適応を推進するために必要な業務

(運営体制)

第3条 センターは、脱炭素社会推進課及び環境センターにて運営する。

(事務)

第4条 センターの事務は、脱炭素社会推進課において処理をする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。